

令和元年第 11 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 26 日（火）
午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分
2. 開催場所 西彼総合支所 2 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員（16 人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎							
会長代理	2 番	太田 尚臣							
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	6 番	志田 邦彦			
	8 番	知念 近海	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明			
	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均	13 番	福田 務			
	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫	17 番	山下 裕史			
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人					
5. 欠席委員（3 人）

5 番	松崎 常俊	7 番	岸本 六郎	16 番	辻尾 政幸
-----	-------	-----	-------	------	-------
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 49 号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する
意見について
議案第 50 号 非農地通知の対象とすることの決定について

承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
8. 会議の概要

事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員 19 名中 16 名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める
こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、10 番：大串委員、11 番：岡委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 2 頁となります。説明に入ります。物件は西彼町小迎郷字上杉崎の畑・計 1 筆・143 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、財産処分したい「譲り渡し人」から申請地に隣接する譲り受け人に譲与するためとなっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。財産の処分を検討していた土地の所有者が申請地に隣接する譲り受け人に対し贈与の申し出をおこない合意が整い、今回の申請にいたったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 3 頁から 7 頁までで、3 頁に位置図、4 頁に付近状況図、5 頁に現況写真、6 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅の隣にあり、徒歩で約 1 分もかからない状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 7 番 昨日、地区担当の推進委員さんと現地を確認してきました。今日も、譲り受け人本人と会って、いろいろ話を聞きました。事務局から説明があったように、譲り渡し人は福岡市に住んでいて、財産の処分をし

たいということです。もう農業はしないので農地を引き受けてもらいたいと譲り受け人に話が合ったようです。今後、野菜を作るということで申請に至ったようです。どうぞよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 46 号の 1 番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
 《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
 よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「2 番」について説明いたします。資料は 8 頁となります。物件は西海町丹納郷字涼松の畑・計 1 筆・402 ㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、「譲り渡し人は近傍地の基盤整備により利用集積がなされた譲り受け人に打診し、譲り受け人も近傍地に耕作農地があるため合意したものの。」となっています。権利種別は「所有権移転 売買」となっています。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 9 頁から 13 頁までで、9 頁に位置図、10 頁に付近状況図、11 頁に現況写真、12 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。13 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 8 k m のところにあり、車で約 10 分位の位置に存在している状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

4 番 先日、地区担当推進委員と譲り受け人と現地を確認して来ました。3月に5条申請があった議案第10号1番の隣の土地になります。その5条譲り受け人と今回の譲り受け人は親子になります。そして今回、譲り渡し人と譲り受け人との話がつきまして申請に至りました。別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第46号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番と4番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「3番」と「4番」について説明いたします。資料は14頁と15頁となります。説明に入ります。物件は大瀬戸町雪浦上郷字小田の畑・計1筆・144㎡と同郷字小山の畑・計2筆・204㎡のあわせて3筆348㎡の所有権移転の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、「譲り受け人の経営規模拡大のため購入を打診したところ契約成立し申請するもの」となっています。権利種別は「所有権移転 売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は16頁から22頁までで、16頁に位置図、17頁に付近状況図、18頁に現況写真、19頁・20頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。21頁・22頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約100mと約1.1kmのところにあり、徒歩1分以内と車で約3分位の位置に存在している状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 14 頁の 3 番の申請地ですが、ここは雪浦河通郷へ行く途中の曙橋を渡ってすぐ左側にあります。申請地に建っている倉庫は譲り受け人所有の物件になるのですが、土地は譲り渡し人の名義です。譲り受け人と譲り渡し人は親戚関係ということで、快く売買契約に応じてくれたそうです。別に問題ないようですので、審議のほうよろしくをお願いします。

次に、15 頁の 4 番の申請地です。申請地は、農協のビワ選果場の裏側になります。譲り受け人のお母さんが、ずっとこの畑を借りて野菜を作っていた関係で、この土地を買いだいたいとの思いがあったそうです。譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係で、快く売買契約を結ぶことになったようです。特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 46 号の 3 番と 4 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番と 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 23 頁になります。土地の所在が大瀬戸町多良外郷字平倉の畑・計 1 筆・414 m²で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで「現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造スレート瓦葺き 2 階建ての住宅建築を予定しています。添付資料は、24 頁から 32 頁までで、24 頁に位置図、25 頁に付近状況図、26 頁に現況写真、27 頁

に字図、28 頁に航空写真を添付しています。29 頁に被害防除計画書、30 頁に土地利用計画図、31 頁に平面図、32 頁に立面図を添付しています。29 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行なう最高 0.5m。切土の際の建設発生土は処分業者に搬出する。被害防除措置として防護柵を設ける。被害措置の内容または被害の恐れがない理由として、土地と道路の境界は石垣を積んでおり崩壊の危険性は低い。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、建物の高さを加減する。高さ 7.5 m 程度。日照通風耕作等においては、近傍農地がないことと、建物の高さを加減するため影響は少ないと考えられる。排水計画ですが、雨水は水路流下。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。工期は許可日から 6 ヶ月間を予定しています。本件は令和元年 8 月総会にて西海農業振興地域除外申請を行なった案件となっています。農地区分について、申請地は里道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番 この申請地は、ただ今説明があったように、8 月の総会で農振地域から除外された分です。ここは多以良外郷で、近年子供たちもずいぶんと増えている地域です。また、転入などで家を建てる人も多く、一段と活性化していくと思いますので、皆様よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 47 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 33 頁をお願いします。議案第 48 号農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

34 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係 2 筆 2,055 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）12 筆、13,767 m²が計上されています。

35 頁は利用集積の合意解約関係の内訳で今回個人間の使用貸借を解約し中間管理機構へ移行するもの 2 筆 2,055 m²が計上されています。36 頁 m²は県公社借入分で 3 者から賃貸借 8 筆、使用貸借 4 筆の計 12 筆で、再設定分 3 筆・新規分 9 筆の 12 筆で計 13,767 m²分について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。37 頁に今回一部利用となった申請地「5 番」の物件の航空写真を添付しています。農業経営基盤強化法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 48 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 49 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)」に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 38 頁をお願いします。議案第 49 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 39 頁から 41 頁です。先ほど 30 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 12 筆に対して、県農業振興公社から「2 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 8 筆と使用貸借「10 年」のもの 4 筆の計 12 筆分に

ついて利用配分を行う各筆明細となっています。

1 番から 4 番の 4 筆は西海町太田和郷の担い手に対し、5 番から 12 番の 8 筆は西海町面高郷の担い手の方へ対し、それぞれ配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。40 頁・41 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

担当推進委員 先日 5 番委員さんと中間管理機構から借りようとする 1 番から 4 番の対象地を見に行きました。きちんと耕されており、次の作付け準備も整っていたので大丈夫だと思います。審議のほうよろしく願いします。

1 3 番 5 番から 12 番の対象地について、先日地区担当の推進委員と話し合いました。私は、借り手の方を以前から知っており、一生懸命農業をしている方なので、特に問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 49 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 49 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 50 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 42 頁から 45 頁をお願いします。議案第 50 号非農地通知の対象とする事の決定について説明をいたします。今回は 58 筆・

34,185 m²について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は7件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件1番から2番の2筆は大瀬戸町多以良外郷の物件で、資料は46頁から50頁です。申請者は東彼杵郡川棚町にお住まいの方で、大瀬戸町に縁がある方で相続物件となっています

46頁に位置図、47頁に付近近況図、48頁に対象地の現況写真、49頁に字図、50頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件3番から18番の16筆は西彼町白崎郷の物件で、資料は51頁から58頁です。申請者は西彼町白崎郷にお住まいの方です。

51頁に位置図、52頁に付近近況図、53頁から56頁に対象地の現況写真、57頁に字図、58頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件19番の1筆は西海町七釜郷の物件で、資料は59頁から63頁です。申請者は福岡市早良区にお住まいの方で、西海町七釜郷に縁のある方です。

59頁に位置図、60頁に付近近況図、61頁に対象地の現況写真、62頁に字図、63頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件20番から38番の19筆は西彼町亀浦郷・風早郷の物件で、資料は64頁から84頁です。申請者は西彼町亀浦郷にお住まいの方です。

64頁に位置図、65頁から67頁に付近近況図、68頁から72頁に対象地の現況写真、73頁から78頁に字図、79頁から84頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件39番から41番の3筆は大島町の物件で、資料は85頁から89頁です。申請者は大島町にお住まいの方です。

85頁に位置図、86頁に付近近況図、87頁に対象地の現況写真、88頁に字図、89頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り、原野化しており、現場

を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 42 番から 45 番の 4 筆は大島町の物件で、資料は 90 頁から 96 頁です。申請者は大島町にお住まいの方です。

90 頁に位置図、91 頁に付近近況図、92 頁に対象地の現況写真、93 頁・94 頁に字図、95 頁・96 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り、原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 46 番から 58 番の 13 筆は西彼町中山郷の物件で、資料は 97 頁から 108 頁です。申請者は西彼町中山郷にお住まいの方です。

97 頁に位置図、98 頁に付近近況図、99 頁から 102 頁に対象地の現況写真、103 頁から 105 頁に字図、106 頁から 108 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番 1 番と 2 番について、先日事務局と現地を確認しました。写真でも分かるように雑木等が茂っていました。竹も結構生えており山林化していたので、申請どおり非農地で問題ないと思います。以上です。

9 番 3 番から 18 番について、先日地区担当の推進委員に案内してもらいながら、約 1 時間以上かけて見てきました。写真のとおり、中には入れなくて、周りの道からしか確認ができませんでした。結構山林化しており、非農地とすることに問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

担当推進委員 19 番について、5 番委員さんと地区担当推進委員さんの 3 人で行動しました。所有者の実家に出向いておばあちゃんと話をしました。もう 20 年ほど耕作していなくて、以前から車が入れないところだったそうです。対象地の周り全体が山林化しており、非農地にしてもよろしいかと思います。よろしくお願いします。

1 9 番 20 番から 38 番の対象地について、先日私と所有者の方で見てきま

した。対象地は 50 年以上前までみかんを作っていた畑で、もう荒れてしまっています。防風林として植えてあったヒノキは、直径が 30 センチメートル以上になるまで大きくなっていました。また、対象地は飛び地になっていました。所有者は、JA にお勤めですが、もうこの土地を農地として使うことはないそうです。非農地として問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

18 番 39 番から 45 番の対象地について、先日確認に行ってきました。どちらの所有者も、農業は全くしてなくて、前職も農業と関係がありませんでした。また後継者もないということです。非農地にしても特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

19 番 46 番から 58 番の対象地について、先日所有者の方と一緒に見してきました。対象地は飛び地で、さらに途中の道には、イノシシが転がしたと思われるかぼちゃくらいの石がゴロゴロあって、運転が大変でした。対象地を買ってくれる人もおらず、もう農業はしないとのことですので、非農地として問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第 50 号の 1 番から 58 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 50 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の 1 番から 58 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 以上で議案審議は終了しました。
次に承認審議に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 資料は 109 頁、土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について、西海町新地地区県営農村地域防災減災事業について、土地改良法第 3 条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求める。となっています。内容については、土地改良法第 85 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日付けで公告のあった新地地区県営農村地域防災減災事業（農業用ため池整備）の施行です。

ため池整備 1 箇所 24 立方メートルの農業用ため池の改修事業で受益戸数 15 戸、受益面積 3.03ha の規模で計画を推進しています。

110 頁に資格者名簿を掲載しております。15 件の個人から求められています。111 頁に対象となる土地の明細を添付しております。証明の対象となる土地の所在・地番・地目等を記載しています。現在 36 筆の所有者（登記簿名義人）及び相続者・代表者・耕作者名等を記載しております。110 頁の資格者名簿と関連しています。111 頁に新地地区の位置図を 113 頁に新地ため池受益面積図を参考資料として添付しています。

今回の申請は土地改良法 3 条の規定に基づいた資格者として妥当かどうかの申出がなされています。それぞれの農地の所有者・権利者になっており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。

議 長 ただ今、土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について説明がありました。

 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、承認することに異議のない方の挙手を求めます。
 《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
 よって、土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明については承認することといたします。

議 長 以上で審議は全て終了しました。
 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 次回総会は

 日時 令和元年 12 月 25 日(水) 午後 2 時から

 場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

代 理 これをもって西海市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。
 お疲れ様でした。

令和元年 11 月 26 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人